

# 主任介護支援専門員更新研修は、主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の概ね2年前～1年前には、受講してください

主任介護支援専門員資格の有効期間満了日まで1年を切ったからの受講は、おすすめしません！

Q1. なぜ主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の概ね2年前から1年前に受講する必要があるの？



A1. 主任介護支援専門員更新研修の受講者は、レポート審査による修了評価に合格しなければ、当該研修を修了できません。レポート内容が評価基準に達していない場合は、レポートを再提出いただき、再評価を行います（レポート内容が評価基準に達するまで、レポート提出と修了評価を繰り返し行います）。

1回目の修了評価に合格できず、レポート再提出による再評価となったがために、介護支援専門員証や主任介護支援専門員資格の有効期間満了日を経過してしまった場合、その資格は有効期間の満了をもって失効します※。

なお、介護支援専門員証が失効すると、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員として実務に従事することができなくなります。

また、病気やケガによる療養・手術・入院等、予測困難な諸般の事情により、急きょ研修を受講できなくなる場合もあります。

以上のように、1回目の修了評価に合格できずに資格の有効期間満了日を経過してしまう危険性や、予測困難な諸般の事情により受講できなくなる可能性があるため、受講できるうちに早めに受講するようお願いしています。

※ 介護支援専門員証が失効すると、主任介護支援専門員資格も同時に失効しますので、再研修を受講のうえ、新たに介護支援専門員証を取得する必要があります。しかし、主任介護支援専門員資格のみ失効した場合は、介護支援専門員証は失効しませんので、専門研修又は更新研修（専門研修課程Ⅱ）を受講のうえ介護支援専門員証を更新することができます。

Q2. 主任介護支援専門員資格の有効期間満了日まで1年を切ったから、主任介護支援専門員更新研修を受講することはできないの？

A2. 受講できます。ただし、A1記載のとおり、1回目の修了評価に合格できずに資格の有効期間満了日を経過してしまう危険性や、予測困難な諸般の事情により受講できなくなる可能性があることをご了承のうえ、受講くださるようお願いしています。



